

(改正案)

横浜市営住宅条例施行規則 別表第2 (第28条)

<p>1 軽微な修繕</p>	<p>(1) 内壁等のクロスの張替え、塗替え及び穴あき等の修理</p> <p>(2) 畳の修理及び取替え</p> <p>(3) 流し台、戸棚、棚、げた箱、郵便受箱等の修理</p> <p>(4) ガラス、パテ等の取替え並びに障子及び網戸の張替え</p> <p>(5) 木製建具（ふすま、障子、室内扉等をいう。）及びその附属部品（ちょうつがい、引手、戸車、レール、錠等をいう。）の修理及び取替え</p> <p>(6) 鋼（玄関扉等をいう。）及びアルミ製建具（サッシ、ドア、網戸等をいう。）の附属部品（引手、戸車、レール、錠、ドアチェーン等をいう、高齢者緊急通報設備を除く。）の修理及び取替え</p> <p>(7) 給湯器（電装基板、熱交換器、バーナー等を除く。）の修理並びにその附属物（ガス栓接続用ホース、じゃ腹管、排気筒、リモコンパネル等をいう。）の修理及び取替え</p> <p>(8) 浴槽の附属物（排水栓、ふた等をいう。）の修理及び取替え</p> <p>(9) その他構造上重要でない部分の修理</p>
<p>2 附帯設備の構造上重要でない部分の修繕</p>	<p>(1) 混合栓の修理及び取替え</p> <p>(2) 台所流し、洗面器、浴室、便所及び洗濯機用の排水管の詰まりの除去</p> <p>(3) 衛生器具の附属部品（便座、紙巻器、タンク用内部金具、手洗管、パッキン類、排水目皿、ごみ受け等をいう。）の修理及び取替え</p> <p>(4) 換気扇（レンジフード、シャッター等を含む。）の修理並びにその附属物の修理及び取替え</p> <p>(5) ガス栓の修理及び取替え</p> <p>(6) 電球、蛍光管等（LED含む）の取替え並びに照明用カバーの修理及び取替え</p> <p>(7) コンセント、TV接続端子、引掛シーリング等の修理及び取替え</p> <p>(8) 換気ガラリの修理</p> <p>(9) その他附帯設備のうち重要でない部分の修理</p>

(現 行)

横浜市営住宅条例施行規則 別表第2 (第28条)

<p>1 軽微な修繕</p>	<p>(1) 内壁等のクロスの張替え、塗替え及び穴あき等の修理</p> <p>(2) 畳の修理及び取替え</p> <p>(3) 流し台、戸棚、棚、げた箱、郵便受箱、牛乳受等の修理</p> <p>(4) ガラス、パテ等の取替え並びに障子及び網戸の張替え</p> <p>(5) 木製建具（玄関扉、雨戸、ガラス戸、ふすま、障子、網戸等をいう。）及びその附属金物（ちょうつがい、引手、戸車、レール、錠、ドアチェーン等をいう。）の修理及び取替え</p> <p>(6) 鋼及びアルミ製建具（サッシ、ドア、網戸等をいう。）の附属金物の修理及び取替え</p> <p>(7) ふろがま、給湯専用給湯器その他これらの附属物（ガス栓接続用ホース、じゃ腹管、排気筒、リモコンパネル等をいう。）及び浴槽の附属物（排水栓、ふた等をいう。）の修理及び取替え</p> <p>(8) 追炊き付給湯器の修理並びにその附属物（排気筒、リモコンパネル等をいう。）の修理及び取替え</p> <p>(9) その他構造上重要でない部分の修理</p>
<p>2 附帯設備の構造上重要でない部分の修繕</p>	<p>(1) 混合栓の修理及び取替え</p> <p>(2) 台所流し、洗面器、浴室、便所及び洗濯機用の排水管の詰まりの除去</p> <p>(3) 便器、洗面器等の陶器の取替え</p> <p>(4) 衛生設備の附属部品（便座、紙巻器、タンク用内部金具、手洗管、パッキン類、排水目皿、わん、ごみ受け等をいう。）の修理及び取替え</p> <p>(5) レンジフード及びダクト用換気扇の修理</p> <p>(6) ガスカランの修理及び取替え</p> <p>(7) 電球、照明用カバー、コンセント、照明用コード、キーソケット、換気扇、TV接続端子、ヒューズの修理及び取替え</p> <p>(8) 台所、浴室等の換気ガラリの修理及び取替え</p> <p>(9) その他附帯設備のうち重要でない部分の修理</p>